

キャリア教育コーディネーター育成研修会
修了要件規程

(目的)

第1条 この規程は、キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会(以下「協議会」という)が認定する指定育成機関(以下「指定育成機関」という)が実施するキャリア教育コーディネーター育成研修会(以下「育成研修会」という)における修了要件を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 育成研修会とは、平成22年3月経済産業省キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業において作成されたキャリア教育コーディネーター育成ガイドライン(以下「育成ガイドライン」という)に基づき、指定育成機関が実施するものを指す。

2. 育成研修会は育成ガイドラインに基づき「エントリーコース」と「実践コース」から構成されるものとする。

(エントリーコース修了要件)

第3条 指定育成機関は、エントリーコースの受講者が以下の要件を満たすことで、協議会の指定する修了書を発行することができる。

- ① 育成ガイドラインに定められた16項目の研修内容を含む30時間以上の全カリキュラムに対し、自習を含めた出席率・履修率が8割以上あること。
- ② ふりかえりシートの提出が8割以上あること。
- ③ 協議会が指定する知識テストにおいて8割以上の得点があること。
- ④ その他、指定育成機関が指定する要件を満たしていること。

(実践コース修了要件)

第4条 指定育成機関は、実践コースの受講者が以下の要件を満たすことで、協議会の指定する修了書を発行することができる。

- ① 育成ガイドラインに定められた経験すべき業務内容の各項目について、「活動を観察する」以上の関わり方ができていること。実績については、活動日誌および実践コースチェックシート(自己評価・指導者評価)をもって確認する。
- ② 受講者本人の自己評価(実践コースチェックシート)を行っていること。
- ③ 育成機関の指導者からの評価(実践コースチェックシート)を受けていること。
- ④ 協力校からの評価(学校アンケート等)を受けていること。
- ⑤ その他、指定育成機関が指定する要件を満たしていること。

(規程の改廃)

第5条 この規程に改廃は、育成研修委員会の決議を必要とする。

付則

1. この規程は、平成26年4月25日に制定し、平成26年4月25日から施行する。